

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

第1回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（第1回）

議事次第

日 時：令和元年12月19日（木）17：30～19：30

場 所：TKP虎ノ門カンファレンスセンター
ホール6A（6階）

1. 開 会

2. 議 事

- （1）子どもの権利擁護に関するワーキングチームの開催について
- （2）ヒアリング
- （3）その他

3. 閉 会

○前川補佐 定刻となりましたので、ただいまから「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」第1回を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本ワーキングチームの座長選任までの進行をいたします、家庭福祉課虐待防止対策推進室室長補佐の前川と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、子ども家庭局長の渡辺より御挨拶申し上げます。

○渡辺局長 子ども家庭局長の渡辺でございます。第1回の「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず初めに、本日お集まりの皆様方には、大変御多忙の中、このワーキングチームの委員を御快諾いただきまして、ありがとうございます。

また、本日は師走の大変お忙しい中、この遅い時間にもかかわらずお集まりいただいたことを、改めて、御礼を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、本年は、国連で「児童の権利条約」が採択されてから30年という節目の年に当たるわけでございます。我が国では、平成28年に児童福祉法を改正いたしまして、児童が権利の主体であるということを初めて法律上明確にしたわけでございますけれども、昨今の児童虐待の増加の状況一つ見ても、この子どもの権利という問題については、なかなか多くの課題が残されていると認識しています。

先の通常国会で成立しました、この児童福祉法の改正法の附則におきましても、こうした点を踏まえまして、児童の意見表明権を保障する仕組み、あるいは、児童の権利を擁護する仕組みも含めまして、権利擁護のあり方について、施行後2年、具体的には令和3年度末ということになりますが、これを目途に検討をして結論を得るとということとされています。

このワーキングチームにつきましては、この附則の規定を受けまして、子どもの権利擁護に関して幅広く有識者の方々から御意見をお伺いするというを目的として設置したものでして、これからの御議論にもよりますが、おおむね、1年を目途に一定の御提言をまとめていただきたいと考えております。

本日は第1回目ですので、できるだけ自由な御議論をいただきたいと考えておりますが、本ワーキングチームの主催者として、先ほど申し上げた附則の検討規定も踏まえまして、議論の大きな枠組みとして考えていることを少し申し上げたいと思っております。

この子どもの権利擁護ということ自体、非常に幅広い概念で、様々な課題を含むもので、我々事務局も正直手探りというところもありますが、大きくは2つの論点があるのではないかと考えております。

1つ目は、まず子どもの権利を守っていくための仕組みあるいはシステムのあり方というところですが、平成28年の児童福祉法の改正では、この課題に対する一つの対応として、都道府県に設置されております児童福祉審議会を活用していくことが、法律上も位置づけられたところがございますが、大変じくじたるところではありますが、現状では、正直、十

分に機能しているとは言えない状況だと考えております。

こうした点から、厚労省でも、これまで審議会あるいはこの本ワーキングチームのメンバーの方の何人かの方にも御参加いただいております調査研究を通じまして、これを如何に活用していくかということについての研究等を積み重ねてきたところですが、この本ワーキングでは、こうしたこれまでの成果も踏まえまして、さらに、御議論を深めていただければと思います。同時に、せっかくこういった有識者の方にお集まりいただいておりますので、今日も、この後、一部御発表をいただきますけれども、諸外国の例なども参考にしまして、特に権利条約にうたわれております、まさに「児童の最善の利益」をいかに中立的かつ公正に担保をしていくかという、いわば将来像といいますか、あるべき論といいますか、そういったあたりについても少しウイングを広げて御議論をいただければと思っております。

それから、2つ目の柱は、権利の主体である児童の意見表明をどう支援していくか、これももう一つの大きな課題です。これにつきましては、国外の取組はもとよりでございますが、国内でも幾つか先進的な取組もなされているところで、今日もその一端の御紹介があると思いますけれども、同時に、これが単なる事例ということだけではなくて、どうやってシステムとしてビルトインしていくか。ここも非常に大きな課題だと思っておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思っております。

今申し上げましたような2つの論点とあわせまして、いわば横軸といいますか、時間軸という観点から申しますと、先ほど、権利擁護の仕組みのところでも申しました中期的な視点も踏まえて、目指すべき方向性という視点と同時に、今から一歩でも踏み出すために着手すべきこととしてどういうことがあるかという、いわば短期と中期の両軸を念頭に置きながら御議論いただければと思っております。

本日は、後半に予定をしております自由討議の中では、今申し上げました議論の座標軸といいますか、そういった点も含めて、もうちょっとこういう視点もあるのではないかという点も含めて、先生方から忌憚のない御意見をいただき、また、我々のほうとしても、そういった点を踏まえて、課題を整理しながら、次回以降、さらに実りのある議論にしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○前川補佐 それでは、カメラの撮影はここまでとさせていただきます。

傍聴される皆様におかれましては、傍聴時の注意事項の厳守をお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、右上に番号を付してありますけれども、資料の1～6及び参考資料の7点となっております。

資料1 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム開催要綱

資料2 子どもの権利擁護に関するこれまでの議論等の概要

資料3-1 「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」概要

資料3-2 「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」報告書

また、ヒアリング資料として、堀構成員から資料4、栄留構成員から資料5を御用意していただいております。

また、奥山構成員から資料をいただいておりますので、資料6として配付しております。

このほか、参考資料を配付しております。

資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、本ワーキングチームは、原則として公開で開催し、資料及び議事録も公開することとしていますが、特別な事情がある場合には非公開とすることもあります。

まず、議事(1)「子どもの権利擁護の検討に関するワーキングチームについて」事務局より御説明いたします。資料1をご覧ください。

○柴田室長 家庭福祉課虐待防止対策推進室室長の柴田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料1の1枚目に記載されております、1の趣旨、2の検討事項等につきましては、先ほど局長からの御挨拶で申し上げたことの繰り返しとなりますので、本日は説明を割愛させていただきます。

また、構成員につきましては、2枚目の別紙のとおりでございます。

本日は第1回目でございますので、構成員の御紹介をさせていただきます。お手元の資料1の別紙により、順次御紹介をさせていただきます。

日本子ども家庭福祉学会理事、大分大学福祉健康科学部教授の相澤構成員です。

○相澤構成員 相澤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○柴田室長 くれたけ法律事務所弁護士の池田構成員です。

○池田構成員 池田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○柴田室長 大分大学福祉健康科学部助教の栄留構成員です。

○栄留構成員 栄留でございます。よろしくお願い申し上げます。

○柴田室長 三重県児童相談センター子どもの権利擁護コーディネーターの榎本構成員です。

○榎本構成員 榎本です。よろしくお願い申し上げます。

○柴田室長 大谷&パートナーズ法律事務所弁護士の大谷構成員です。

○大谷構成員 大谷です。よろしくお願い申し上げます。

○柴田室長 日本子ども虐待防止学会理事長の奥山構成員です。

○奥山構成員 奥山です。よろしくお願い申し上げます。

○柴田室長 千葉県生実学校星久喜中学校分教室教諭の川瀬構成員です。

○川瀬構成員 川瀬です。よろしくお願い申し上げます。

○柴田室長 福岡市こども総合相談センターこども緊急支援課長、弁護士の久保構成員です。

- 久保構成員 久保です。よろしくお願いいたします。
- 柴田室長 東京都福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の桑田構成員です。
- 桑田構成員 桑田です。よろしくお願いいたします。
- 柴田室長 大阪府福祉部子ども室家庭支援課課長の田中構成員です。
- 田中構成員 田中でございます。よろしくお願いいたします。
- 柴田室長 昭和女子大学人間社会学部助教の永野構成員です。
- 永野構成員 永野です。よろしくお願いいたします。
- 柴田室長 Children's Views & Voices副代表の中村構成員です。
- 中村構成員 中村です。よろしくお願いいたします。
- 柴田室長 熊本学園大学社会福祉学部教授の堀構成員です。
- 堀構成員 堀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 柴田室長 関西学院大学人間福祉学部教授の前橋構成員です。
- 前橋構成員 前橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 前川補佐 事務局の職員については、お手元の座席表にて紹介を省略させていただきます。

それでは、最初に座長の選任を行わせていただければと思います。

本ワーキングチームは、構成員の互選により座長を選任することとなっております。

構成員の皆様から御推薦いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

前橋構成員、お願いします。

- 前橋構成員 座長として、進行あるいは取りまとめをお願いするについて、既にアドボケイトの調査研究で進行・取りまとめ等を行っていただいております。また、社会保障審議会でも委員として社会的養育の専門委員会あるいは障害児の入所施設の問題等についても関わっていただいております、相澤先生に座長をお願いできればと思っております。

御検討をお願いいたします。

- 前川補佐 前橋構成員から、相澤構成員の御推薦がございましたが、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

- 前川補佐 御異議ありませんので、相澤構成員には恐れ入りますが、本ワーキングチームの座長をお願いいたします。恐れ入りますが、座長席まで御移動願います。

(相澤座長、座長席に移動)

- 前川補佐 それでは、座長より、一言御挨拶をお願いいたします。

- 相澤座長 座ったままで失礼いたします。

このワーキングチームの座長を務めさせていただきます相澤でございます。微力ではございますけれども、構成員の皆様方の御協力をいただきながら、当ワーキングチームの円滑な運営に努めてまいりたいと思います。子どもの意見表明の機会の確保や子どもの意見

表明を支援する仕組みのあり方などについて検討する場ですので、意見表明しやすい雰囲気の中で、委員お一人お一人から忌憚のない御意見をいただき、進めていけるように努めていきたいと思っております。

また、本ワーキングチームの協議内容については、権利擁護などに関心のある社会的養護経験者や青少年の方々の中には、傍聴されたり、議事録に目を通される方もいると思いますので、構成員の皆様におかれまして、申すまでもないことですが、できるだけ平易な言葉やわかりやすい表現で御意見を御説明いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速、議事に入りたいと思います。

まず、資料2、資料3に事務局提出資料が示されております。これについて事務局から説明をお願いいたします。

○柴田室長 資料2に基づき御説明させていただきます。資料2をご覧ください。

資料2は、子どもの権利擁護に関するこれまでの議論等をまとめたものになります。

1枚目をご覧ください。

子どもの権利擁護について、近年の3つの大きな流れを記載しております。

まず、平成28年の社会保障審議会児童部会のもとに置かれまして専門委員会において、児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護に関する提言がなされております。この提言を受けまして、平成28年の児童福祉法改正では、児童福祉審議会子ども等の意見を聞くことができる仕組みを法定化しております。この改正を踏まえて、後ほど、資料3-1で御説明する昨年度の調査研究事業を実施しています。

次に、平成29年に新たな社会的養育のあり方に関する検討会で取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」を受けまして、各都道府県において当事者である子どもの権利擁護の取組を含む「都道府県社会的養育推進計画」を策定することとしています。

3つ目として、本年の法改正に向けて昨年行われたワーキンググループの提言、あるいは、本年3月の関係閣僚会議決定において、児童福祉審議会の活用促進やアドボケイト制度等の子どもの権利擁護のあり方を検討するということが盛り込まれたことを受けまして、本年の児童福祉法等の改正法において、子どもの権利擁護のあり方についての検討規定が置かれております。

本ワーキングチームはこれに基づき設置されたものでございます。

2枚目以降は、今御説明させていただきました、それぞれの提言、施策内容について抜粋したものをお付けしておりますので、適宜、御参照賜ればと思っております。

続きまして、資料3をご覧ください。

資料3は、昨年度実施いたしました「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」の概要と報告書を、資料3-1と3-2でお付けしております。本日は、時間の制約もございまして、資料3-1の概要で御説明させていただきます。

まず、この調査研究の目的ですが、今御説明したこれまでの議論等を踏まえまして、子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとっての参考となるガイドラインの作成を行うために実施したというものです。

調査手法については、ガイドラインの検討・作成、報告書の取りまとめに当たりまして、有識者による検討委員会を設置するとともに、インタビュー調査を行っています。

この報告書の概要については、2ページ、3ページになります。

2ページ目をご覧ください。このガイドラインでは、左の上にご書いてございます、子どもの権利擁護を行う「子どもの権利擁護部会」の設置と、そして、このページの右上の箱にある、施設等を巡回して子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」の配置という2つを位置づけています。

子どもの権利擁護部会は、子どもの意見表明や関係機関からの申立について調査、審議するとされています。この部会には、子ども権利擁護調査員（仮称）を配置し、調査権限を持って、調査等を行うこととされています。

また、「子ども意見表明支援員」については、施設等を巡回して、啓発あるいは意見聴取、子どもの意見表明の支援を行うこととされています。この支援員は、独立性確保のため外部委託を基本とするとされています。

さらに、この2つについて、子どもによる意見表明と、関係機関による意見表明があった場合におけるそれぞれの進め方について、2ページ目の下にございます第4章で例示を示しております。

子どもによる意見表明の進め方、あるいは、関係機関が児福審へ申立・申出をする場合の進め方について、この3ページにモデル的な枠組みの例を示しているところです。

簡単ではございますけれども、以上で、資料の説明を終わりたいと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。

御意見・御質問は、この後のヒアリング終了後に、あわせて、意見交換の時間を設けておりますので、そちらでお願いしたいと思います。

続いて、議事（2）のヒアリングに入りたいと思います。

本日は、堀構成員、栄留構成員よりお話をさせていただく予定でございます。

本検討会の議題となっている子どもの権利擁護を担う機関等に関して、国内外の制度に知見が深い両構成員からヒアリングをさせていただくのは、大変参考になると思っております。

先に堀構成員から、続いて、栄留構成員より御説明を賜ります。

まず、堀構成員から、「イギリス、北欧、カナダ等における権利擁護のための仕組みと、個別救済の状況」「川西市における権利擁護のための仕組みと、個別救済の状況について」御説明をいただきます。

それでは、堀構成員、よろしくお願いたします。

○堀構成員 堀でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私の資料がお手元にありますでしょうか。

まず、1 ページ目は表紙ですので、2 ページ目をご覧ください。

まず、海外のところについての御説明をさせていただきます。子どもの権利擁護ということになりますと、世界的には、子どもの権利の保護及び促進における独立した国内人権機関。一般に、子どもコミッショナーとか、子どもオンブズマンと呼ばれている機関ですが、こういったものが柱になってまいります。国全体の子どもたちの権利状況をモニタリングして、そして、統括していくような、そういう役割です。国連子どもの権利委員会は、各国にこういった機関を設置することを求めています。

3 ページをご覧ください。このような国内人権機関は、監視、政策提言、個別救済、教育・啓発という4つの役割を持つとされています。

4 ページ目をご覧ください。世界では60か国以上が設置しております。1981年にノルウェーで初めて設置されました。ヨーロッパでは34カ所で設置されており、ネットワークもございます。

日本では、自治体レベルでは広がっておりますが、国にはまだ設置されておられません。

それでは、5 ページをご覧ください。この国内人権機関に関しては、世界的に有名な英国と北欧について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、英国には「子どもコミッショナー」という名称で、4つの地域がありますが、それぞれ法律に基づいて設置をされております。私が考えますところ、重要な部分は、独立性、権限をしっかりと持つことであると思っております。この4つの地域を見比べていただきまして、スコットランドの子どもコミッショナー、一昨日ですが、ブルース・アダムソンさんが来日されて講演されましたので、聴かれた構成員もいらっしゃると思っておりますけれども、そこでもお話いただきましたが、任命は、議会の指名により英国女王が行うことや、予算の決定や報告書の提出先は地方議会であるという点で、行政からの強い独立性を保っていることが特徴でございます。ほかのところを見ていただくと、多くが地方政府あるいは英国政府となっております。そのこのところの違いが1点です。

それから、もう一点、権限という意味では、これは子どもの権利に関わる一般的な調査権限がなければ、調査をして、必要な政策を提言することもできませんので、この一般的調査権限は全てのコミッショナーが有しております。個別のケースの調査権限については、イングランドはありませんが、他の地域はそれぞれ個別ケースの調査権限もあるということが特徴です。

それから、私は、イギリスの子どもコミッショナーの特徴は、当事者である子どもたちや経験者の若者という人たちの参画を非常に重視して取り組んでいるというところが大変大きな特徴であると思っています。スコットランドでも、全てのスタッフが子どもの声を聴く、そういうスタッフをそろえていると、昨日、コミッショナーがおっしゃっていました。

それから、イングランドでは、子どもがこのコミッショナーの任用に当たって、パネル

をつくり、面接を行い、その評価もきちんと反映されて選考されていくことや、ウェールズでは、学校大使（アンバサダー）と申しまして、各学校から代表の子どもたちを選んで、コミッショナーと連携しながら子どもの権利を広げていく。子どもと一緒にまさに活動していくということをされています。英国は、そういう意味では子どもの参加に大変熱心な国であると考えております。

6 ページ目をご覧ください。英国を代表する子どもコミッショナーはやはりイングランドであると思いますが、イングランドの場合は、総理大臣が1名のコミッショナーを委嘱いたします。1期5年で2期まで務めることができることになっております。

7 ページをご覧ください。子どもコミッショナーの重要な役割は政策提言であると考えますが、ここにありますように、たくさんの調査を行い、そして、レポートを作成して、現状の子どもたちの権利の状況ですね。そして、どのように改善すればいいのかということについての提言を行い、政策に影響を与えるということをされています。スコットランドの子どもコミッショナーも、子どもたち、特に障害のある子どもたちなどの拘束ですね、こういうことにしっかり取り組んできたというお話を伺いました。そのように、制度の改善を子どもたちの人権状況を改善していくために行っていく、そういう調査提言が大変重要な役割です。

次は8 ページをご覧ください。また、イングランドの子どもコミッショナー、今回、新しくコミッショナーに就かれた方は、社会的養護やケアリーバーの子どもたちの声を聴いて、個別の相談に対応していく。こういう活動も始めておられます。これも大変重要な点であると思います。

それでは、9 ページをご覧ください。以上が英国ですけれども、北欧の場合には、「子どもオンブズマン」という言い方で呼ばれております。北欧の国々は、資料に記載しておりますが、全ての国にこのオンブズマンが設置されております。先ほどの独立性と権限というところをご覧くださいますと、任命に関しては、ノルウェーは国王が任命することになっております。そういう意味で大変強い独立性があります。ただ、予算決定などは政府ですので、先ほどのスコットランドに比べるとやや独立性は弱いと言えます。

調査権限については、これは私がノルウェー、スウェーデンのオンブズマンにお会いしましたけれども、ノルウェーのオンブズマンは、私たちは調査を行い、内閣総理大臣に対しても、それから、国王に対しても勧告ができる強力な権限を持っているのだということをおっしゃっていました。そして、自分たちの勧告によって実現した制度の例として2つ御教示いただきました。

右のボックスの中にございます、1つは子ども家庭省・子ども家庭大臣を設置するという。2つ目は、子どもの家と呼んでおりますが、性的虐待などを受けた子どもたちがきちんとした形で保護されて、そして、司法面接なども行われ、そして、加害者の訴追、そういったものも子どもの立場に立って行われていく。子どもの保護も適切に行われる。そういうワンストップの機関を主要都市に設置するということが実現したとおっしゃって

いました。

一方、個別ケースの調査権限がないことが北欧のオンブズマンの特徴であります。この点についてもお尋ねしてみましたが、オンブズマンの役割は、広く政治の状態、行政、法律、社会をモニタリングして、マクロな視野から政策をきちんと打ち出していくようなことが役割であって、個別救済のようなものをもしやっつてしまえば、そこで大変大きな時間や労力が費やされてしまって、本来の業務がなかなかできないのではないかと。むしろ、そこは様々な他の団体に担っていただいている。自分たちは、例えば子どもから相談があれば、そういった関係する機関に連絡をとって、こういう子どもからの声があるので、しっかり対処してくださいという連絡をしていけば、ほとんどそこで関係機関がしっかりと動いていただけるのだと、こういうことをおっしゃっていました。これは印象的でございました。

次に10ページをご覧ください。これはカナダのことです。今までの部分は国でございましたが、カナダの場合には、州ごとにこのようなアドボケイトの事務所が設置されております。国レベルでこういった機関が置かれていないということは、権利委員会からもカナダは勧告を受けておまして、それは検討課題ではありますが、一方で、このように州レベルに置かれているということは、大変意義がある、私たちに参考になる点であると思います。日本で言えば、都道府県に置かれているようなことに近いイメージかなと考えます。

多くはアドボケイトと呼ばれておりますが、その代表が、オンタリオ州の子ども・若者アドボケイトでございます。カナダではアドボキットという言い方をしますけれども、そういうものでございます。残念ながら、カナダのこの事務所は、今現在、閉鎖になっておりますが、他の地域は活動しております。

この特徴が、まず、要保護、要支援、障害児、先住民などの社会的に弱い立場にあつて権利を侵害されやすい、マイノリティーの子どもたちに対するアドボカシーに特化した活動を行っているという点、これは大変特徴があると思います。

独立性という点で言えば、州議会の指名によって決定していきます。予算、報告書も議会ですので、大変強い独立性を持っております。あと、調査権限や個別ケースの調査の権限も強力にございます。

私は、カナダのアドボカシー事務所の話聞いて感銘を受けたのが、こういった強力な権限を持って活動していく一方で、一人一人の子どもたちに本当にきめ細かに耳を傾けて声を聴き、一人一人の子どもたちの権利の救済あるいはアドボカシーに取り組んでいるという点でありました。

例えば、少年刑務所のようなところで子どもに会つて、子どもからアドボケイトな声を聴く。そうすると、ごはんが冷たい、まずいというような訴えがあつた。そこで、それを職員に伝えて改善をしてもらおう。そのことから、今度は子どもがアドボケイトを信頼してくれて、実は来月僕は退所になるけれども、唯一迎えに来てくれるはずの親父と連絡がつ

かない。それで、どうしたらいいかと困っているんだという話を聞きます。そこで、それをアドボケイトが代弁して行って、そして、父親が見つかったという事例を伺ったこともあります。大変丁寧に子どもたちに寄り添っている。これはおそらく州レベルだからできるという部分があるのではないかと思います。

続いて、11ページをご覧ください。今度は自治体レベルでございます。私はイギリスのアドボカシー制度の研究をしてまいりましたが、イギリス、特にイングランド・ウェールズにおいては、自治体レベル、日本で言えば市町村に当たりますが、区とかそういったレベルでアドボカシーサービスが置かれているというのが大変大きな特徴でございます。アドボカシーサービスと子どもコミッショナーが連携しながら、子どもの権利を守っております。連携という意味は、子どもコミッショナーに相談があった場合、これはロンドンに事務所がありますが、大変遠いところの子どもたちにとってもではないけれども、個別の支援はできません。そこで、アドボカシーサービスに連絡をとって、きちんと適切なアドボカシーが得られるように、そういうふうに働きかけていく、そういうことで連携を図っております。逆に、アドボカシーサービスからいろいろな助言を求めるとか、そういうこともございます。

ただ、連携ということだけではなくて、子どもコミッショナーはアドボカシーサービスについても調査をして、そして、報告書を出しております。子どもアドボカシーサービスが十分有効に機能してないとか、問題点も指摘して、促していくという役割もございまして、一方では緊張関係を持ちながら子どもの権利擁護という点では連携していくという、そういう形でございます。

12ページをご覧ください。子どもアドボカシーサービスは、イギリスのChildren Act（児童法）によって規定をされています。26A Advocacy servicesという条文であります。2002年から始まりまして、これは全ての基礎自治体に提供が義務づけられております。イギリス保健省がこの全国基準をつくり、それから、ガイドラインも詳細なものを出しております。これに基づいて全国できちんとした質が担保されたアドボカシーが提供されます。民間団体がこれに基づいてアドボケイトの養成や実践を行っているということになります。

これは地方自治体が提供する義務があります。ただ、地方自治体は多くの場合、民間の団体に対して、競争入札を経て委託契約を結び、サービスを提供してもらっています。民間団体の方々は非常に独立性が強いことや、イギリスでは、子どもの権利やケアに取り組んできたたくさんのチャリティ・オーガニゼーションと呼ばれる専門性の高い民間団体がございます。そういったところに委託をして行っていくということでございます。

一方、そういうところがなかなか難しい場合には、行政内に子どもの権利サービスを設置して、行政が直接アドボカシーを運営するという、そういうところもございます。運営を見ていただくと、76%民間、23%行政という数字がございまして。

このようなアドボカシーサービスが設置された場合に、どんなふうに子どもたちからアクセスがあるかということですが、まず1つは、子どもが電話やメールなどで直接コンタ

クトをとってくる場合。2つ目、これがとても重要だと思いますが、イギリスの場合には、措置に係る会議など重要な意思決定の場に子ども自身が参加する権利があるということが法律で定められております。この権利を実質的なものにしていくために、ちゃんと保障していくために、アドボケイトの支援を受ける権利があるということも規定されております。

したがって、そのような会議が開かれる際に、ソーシャルワーカーとかコーディネーターから、今度このような会議があるので、アドボカシーの派遣をお願いしますというふうな申請があります。もちろん子ども自身からそういう申請が直接ある場合もあります。Referという英語が使われていますが、利用申請と訳してよかったかどうかというのはあるのですが、そのような形になっております。ここが一番重要だと思っております。

3つ目は、Visiting advocacyと言われる定期訪問型のアドボカシーがございます。これは施設などに、特に鍵のかかる施設には義務化されておまして、週1回訪問する。児童養護施設など、それ以外のところには、任意ではありますが、訪問するという形で、アウトリーチして行って、そこで子どもたちの声を聴き、そして、そこからアドボカシーにつながっていくという、こういう活動がございます。現在、私は中村みどりさんや栄留さんとも一緒に研究をしておまして、この訪問アドボカシーの試行実践も現在日本で展開しているところでございます。

このようなルートで子どもたちから相談が入って、それに対して代弁あるいは意見表明の支援という形で、例えば措置などに関わることであれば、ソーシャルサービスに対して、あるいは、行政機関に対して、あるいは、日々の生活に関わることであれば、施設長とか施設職員とかに対して、代弁というような活動を行っていくことになっております。

ただ、そこでなかなかうまく解決ができない場合には、公式の苦情の申立制度もありますので、こういうのを利用したり、子どもコミッショナーに連絡をとってというような支援も行われております。

この自治体レベルというところもとても重要で、身近であるからこそこういうきめ細かなことができるのかなと思っております。

次に、13ページからは川西市の取組についての資料でございます。

14ページをご覧ください。1998年に川西市の「子どもの人権オンブズパーソン条例」が制定されました。99年から開始されています。私はこの初代のオンブズパーソンを務めた経験がございます。現在は、全国で34カ所あると聞いておりますが、その先駆けとなったものであり、また、川西モデルと言いまして、全国のモデルになっている、そういうものでもございます。

組織としては、3～5名のオンブズパーソンを市長が任命いたします。そして、先ほど申し上げた権限が重要ですので、調査や勧告、意見表明、公表の権限を持っております。ケースについては、独任制で担当するという形をとっております。もちろん重要なケースに関しては、皆さんで会議を開いて、いろいろな専門家の意見を聴きながら考えていくわけですが、私が担当するケースは、最終的には私の判断できちんとした形のケースの支援

を進めたり、あるいは、勧告文を書いたりというふうなことをしていきます。

独立性ということでは、調査相談専門員や事務局担当者がオンブズパーソンに復命することが明確になっている点、それから、市役所内の独立した事務所と駅前のビルに相談室を持っているという、場所的な面でも独立性がしっかりと担保されております。

それでは、15ページをご覧ください。オンブズパーソンの職務が条例で、人権侵害の救済、人権侵害の防止。これは主として教育啓発という活動、あるいは、ネットワーク活動でございます。それから、制度の改善に関する提言を行うという、3つ規定されております。その前提として、モニタリングがございます。

それでは、16ページをご覧ください。特に重要な役割になってきたのが、この個別救済の部分でございます。この仕組みと書いてありますプリントの一番上のところに、「だれでも市内の子どもの人権問題についてオンブズパーソンに相談できます。」というのがあります。まず、この相談から始まりますが、そこからは2つのルートに分かれていきます。1つは、正式の申立てを経て、条例に基づく職権を行使して調査を実施していくというルート。これはきちんとした手続を経て、最終的には勧告や意見表明、結果通知、こういったものを行っていきます。公表をいたします。

もう一方は、調整活動と申しまして、これはインフォーマルな形で子どもたちのアドボカシー活動を行って、そして、子どもたちの声に基づいて子どもにとっての利益がちゃんと守られるように、環境が変化するように、あるいは、子どもの権利が救済されるように働きかけていく活動です。私は主としてこの活動に、オンブズパーソンのときは関わっております。

それから、もう一つ調査活動については、オンブズパーソンが独自に入手した様々な情報に基づいて、自己発意による調査を行うというようなこともございます。これも重要な点かと思えます。

それでは、17ページをご覧ください。実際の活動、これは私が経験した最初の2年間ですけれども、調査活動は6件とか7件という数字でございます。現在の状況も、私は今でもこちらに関わったり、一緒に研究していますが、年に1件、2件、あるいはない年もございます。ですから、よほど重大な事案に関しては調査を行って、きちんと意見を言うけれども、そうでない部分については調整活動、ある意味アドボカシー活動によって権利救済を図っているという御理解をいただければと思います。

それでは、18ページをご覧ください。私がこのオンブズパーソンを経験してきて感じてきたジレンマ幾つもございますが、大きく2つをここではお話ししたいと思います。

1つは、これは市の機関ですので、児童相談所とか児童福祉施設に対して権限が及ばないということがあります。私も実は措置に関わって子どもからあるいは親から相談を受けたことはございますが、十分な支援ができず、本当に申し訳ないなという思いを持ったことがございます。今でも、それは本当にそういう気持ちでおります。その部分に働きかけていくためには、やはり市では限界があると思えます。

それから、2つ目が、条例にございますが、子どもの権利の擁護者及び代弁者ということで、子ども側に立つということとともに、公平かつ適切に行わないといけない。あるいは、市の機関と連携して行わなければならないということも定められております。このような機関はある意味権利の救済機関であれば、中立・公正な立場から職務を執行しなければならないことも求められるわけです。特に勧告などを出す場合に、子どもや親の主張が必ずしも正当性がある場合ばかりではない。むしろ、関係機関の主張が説得力がある場合もございます。そういう場合は公正・中立にやっていかなければならないわけです。こういうことなども含めて、子どもの側に立つことと、市の機関としてという部分のジレンマはございました。

最後、19ページ、「まとめ」でございます。私は自分の経験や研究を踏まえまして、まず、子どもの権利擁護を統括する国レベルの子どもコミッショナーのような機関が日本にも必要ではないかと考えております。

それから、2つ目として、子どもの苦情や不服の申立を受けて審査して、調整を行ったり権利侵害から救済する、都道府県レベルの権利救済機関が必要であると考えております。

それから、3つ目が、独立性を持って意見表明の支援を行う、子どもの側に立つアドボケート制度が必要であると思っております。これは専門性のある民間団体への委託が望ましいと考えております。

以上でございます。

御清聴ありがとうございました。

○相澤座長 堀構成員、どうもありがとうございます。

次に、栄留構成員から、「宗像市における権利擁護及び個別救済の取組」についてヒアリングを行いたいと思います。

それでは、栄留構成員、どうぞよろしく願いいたします。

○栄留構成員 栄留です。私からは、宗像市の権利救済委員としての立場からお話をさせていただきます。よろしく願いいたします。

2ページ目です。宗像市は九州北部にありまして、人口約10万人の都市でございます。

3ページでございます。子どもの権利相談室は「ハッピークローバー」は子どもたちがつけてくれた愛称ですけれども、こちらは、宗像市子ども基本条例を根拠に2013年から開始しております。このイメージキャラクター「ふくちゃん」も子どもたちがつくってくれました。この活動内容に関しては、川西と同じような形で、相談・救済申立、調査、調整・発意、勧告・制度改善要請ができるということです。

構成員としましては、相談員が臨床心理士・教員という形で、嘱託職員です。救済委員が、弁護士、臨床心理士・社会福祉士。私は社会福祉士の分野で任命を受けております。この月2回というのは、月に2回、非公開で会議が行われるということにして。ただ、月2回だけではなくて、頻繁に相談員からの相談もありますので、別で行くこともあります。

独立性に関しては、市長が任命した委員ということで、任期は2年です。そして、この

期間は辞めさせることができないということの独立性が条例にも記載されています。事務局職員が3名で、子どもの家庭相談室と兼務していますので、そういった面で行政からの独立性の問題はあると思っております。

予算は、年間では709万程度になっています。事務局人件費は除きます。

次のページ、4ページです。時間としては、月曜日から金曜日の相談で、子ども専用フリーダイヤルがございます。SNSの相談等は行ってないです。

5ページ目です。このフローチャートは、こちらも川西と同じような形になっています。

そして、6ページ目です。私どもが2年前に全国調査を行ったとき、子ども情報研究センターとして全国の権利擁護機関33カ所のうちの回答としては31カ所だったのですけれども、その中で宗像は非常に特徴がありまして、そのことについて御説明したいのですけれども、この広報活動によって、子どもからの認知率が9割というところが特徴です。年度初めにこのパンフレットを学校に全校集会で渡して、そして、カードを名札の裏に入れてもらうということで、そこから電話してもらうという形をとっています。この9割というのは中高生だけで、未就学の子たちとか、高校生まで、まだ認知率やアクセスの問題があります。

次のページ、7ページです。この啓発の様子ですね。権利の周知なども行っております。

8ページが、特徴②ですけれども、アウトリーチ。これも権利擁護機関では珍しくて、学校に出張相談を行っています。私も行かせてもらったのですけれども、このとき、昼休みに子どもたちが、家庭科室のようなところで行われています。遊びコーナー、奥のほうにお手紙コーナー、そして、相談コーナーという形で、遊びたい子は遊んで、そして、その奥にお手紙を入れたり、そのほかに学校に行きたくないとか、お母さんとの関係で悩んでいるとか、そこからさまざまつながっていったり、このアウトリーチによって相談が今増えているところです。

それが9ページ目です。今、アウトリーチによって、中学校もそうですけれども、相談が上がっています。

10ページですけれども、子どもからの相談割合が多いのも特徴です。6割が子どもからになっています。交友関係の悩みが一番多く、友達との関係とか、先生との関係とか、そういうことが多く挙がっています。

それから、11ページの発意案件に関して御説明させていただきます。これまでの申立は2件、発意が3件です。

発意の場合の相談内容ですけれども、これは市が管理運営を委任している子ども関係施設において、子どもに対する体罰がなされたとの相談がありました。しかし、相談者からの救済の申立はありませんでした。この内容について、相談内容が事実であれば重大な権利侵害であると、救済委員としては3名で判断しました。発意に基づいて調査を行いました。その調査の結果、相談内容のとおり体罰がなされていて、これからは再発防止に向けた努力をするという意向がありましたので、その結果、要請・勧告とかは行わずに、改善

に向けての調整活動を行いました。そして、職員の権利擁護の意識を高めるための研修を実施するという事で、1年後に改善に向けた取組状況を報告してもらって、それによって改善が認められたということになりました。

次、課題です。3点ここでは申し上げたいのですけれども、1つは独立性です。そそれは宗像市だけではないのですけれども、私どもの調査で、16自治体が機関独自の事務所を持っていない。例えば、私どもの機関では、市役所内の子ども家庭相談室と同じ部屋、デスクが隣です。相談室もないという状態でありますので、独立したと本当に言えるのかという問題はあります。

第2に、先ほど堀構成員もおっしゃいましたけれども、社会的養護に関するケースがほとんどないというところでは、市に加えて県などでもこの救済機関も必要だと思います。これは、今34カ所の調査でも、社会的養護に関する相談が過去にあったのは3自治体しかなかった。県単位で救済機関を置かないと、県の機関が主に対応している社会的養護について、市だけでは対応できないと思います。

それから、3番目ですけれども、アドボケイトも必要で、権利擁護機関があればアドボケイトは要らないかということ、そうでもないなと私も感じています。調整機関ですので、子どもの話だけではなく保護者の意見も聴かなければいけない、学校の意見も聴かないといけないという中で、本人中心で話は聴いているのだけれども、調整せざるを得ないというところがあります。だからこそ今、検討が進んでいるガイドラインの意見表明支援員という人がしっかり機能してほしいと思っています。ただ、その意見表明支援員が独立性のある形である必要があると感じています。

次のページからは、子どもの参画に必要なことを書きました。時間の関係でちょっと割愛させていただきますけれども、参考にいただければ幸いです。

以上です。ありがとうございました。

○相澤座長 栄留構成員、ありがとうございました。

両構成員におかれましては、これまでの研究・経験に基づき貴重なお話をいただき、ありがとうございました。

本日の資料やヒアリングの内容について、また、今後の本ワーキングチームの検討に向けて、構成員の皆様から、御質問なり御意見を頂戴できればと思っております。

本日は第1回ということですので、お一人お一人から忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、御発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

では、中村構成員。

○中村構成員 堀構成員の資料の確認ですけれども、12ページの「イングランド・ウェールズの子どものアドボカシーサービス」のところのソーシャルサービス、行政機関、施設となっていますが、多分イギリスは、日本のような児童養護施設というよりは、かなり小さな規模の、日本で言う地域小規模のような施設かなと思います。

もう一つは、イギリスは、里親制度がメインだと思います。施設と記載がありますが、

どういう状況においてかを確認したいです。

○堀構成員 これについては、栄留構成員のほうが詳しいと思いますので、御説明いただけませんかでしょうか。

○栄留構成員 栄留です。

里親委託のほうが確かにイギリスは多いです。アドボカシーサービスへのアクセスが問題になっているのは確かです。里親家庭の子どもたちはアドボカシーサービスを知らない子どもたちもいるという調査もありますので、そこはアクセスが問題になってはいます。

ただ、連絡してくれた子とか、ソーシャルワーカーなどが「アドボカシーがあるよ」というのを最初にお伝えして、そして、「いつでも相談できるよ」という体制をとってはいるはずです。

そして、アドボケイトが、訪問型のアドボケイトの場合は、非常に小さい単位では、私が行ってイギリスで見た訪問アドボカシーも、6人のところだったですね。だから、小さい単位に1人というアドボケイトが毎週訪問するという形になります。

○相澤座長 中村構成員、よろしいですか。

ほか。奥山構成員。

○奥山構成員 事務局に質問と堀先生に質問させてください。

事務局への質問ですが、都道府県推進計画の中には、ガイドラインをつくって周知するので、これを踏まえて取り組んでくださいというのが書かれていたと思います。ガイドラインが出たのは今年の3月だとすると、もうやっけていいはずなのですがけれども、どのぐらいの自治体がこれに取り組んでいるのか、おわかりだったら教えてください。

それから、堀先生に質問させてほしいのですが、イギリスのコミッショナーと、Ofstedが綿密に連携しているというのをよく聞くのですが、Ofstedとの関係。Ofstedというのは、監査・評価機構みたいなものですかね、その関係をもう少し教えていただけるとありがたいかなと思いました。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、先に堀構成員から。

○堀構成員 これも栄留構成員のほうが詳しいと思いますので、よろしいでしょうか。私もOfstedと密接に連携してということは聞いてはおるのですが、詳細については、申し訳ありません、ちょっと存じておりません。

○相澤座長 堀構成員も栄留構成員も、ちょっとわからないということです。

○柴田室長 資料3-2のガイドラインに関する調査研究の65ページの付録で、自治体の取組事例集を挙げています。こちらは、東京都、神奈川県、横浜市、世田谷区など、既に子どもの権利擁護に関する取組を行っている自治体を載せております。

また、今年度、そして、来年度予算要求で、こういった児童福祉審議会を活用したモデル事業を予算事業で創設、実施しています。来年度も含めて、この補助事業の活用を検討されている自治体がいくつか出てきている状況です。

要しますと、この調査研究の事例集の中にある自治体において、取組が進められているということ、予算事業の中で御検討されている自治体が幾つかあり、相談を受けているという状況であるということです。なので、まだ十分に取組まれている状況ではないということでございます。

○奥山構成員 児童福祉審議会を使っているというのが幾つありますか。

○柴田室長 済みません。具体的な数字は手元ございません。恐縮です。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、ほかに。

久保構成員どうぞ。

○久保構成員 堀先生にお伺いしたいのですが、英国の子どもコミッショナーの個別ケース調査についてですが、これは、子どもなり関係者からの申立を受けて調査をするのか。もしくは、コミッショナーのほうでそういう一般的な調査をしている中で明らかになった場合には、自発的にコミッショナーが個別のケースについても調査するのかという点と。

先ほど、北欧のオンブズマンでは、個別調査までやっていたらやれないよというようなお話だったと思うのですが、コミッショナーのほうは両方されているということで、どのような人員体制でされているのか教えていただければと思います。

○堀構成員 スコットランドの場合ですけれども、この法律を見ますと、ここには一般的な複数の子どもの権利に関わる事案について調査権限ということと、それから、インディビジュアル・チャイルドの権利に関わる調査権限が、はっきりと明記をされております。これは近年、新たにこのような形になったわけですけれども、ただ、一昨日、スコットランドの子どもコミッショナーのブルース・アダムソンさんと懇親会で話をしております。そのときにお尋ねしたところ、個別のケースについての調査といいましょうか、そういうことはなかなか難しいと。スコットランドも大変広いところですので、実際には、一般的な子どもの権利に関わる問題に関する調査、よほどのことがないと、こういう個別のケースの調査は行ってないとおっしゃっておられました。

ですから、権限はありますが、日本の川西とかのようなイメージで、例えば学校とかからいじめの問題で相談を受けて、調整に入るとかという、そういうことはやってないと、アダムソンさんははっきりとおっしゃっておりました。

ただ、ウェールズの子どもコミッショナーにお会いした際、ウェールズの調査権限は大変強力で、ハイコートと同等の調査権限があるとなっているのですけれども、ウェールズの場合は、例えば学校における虐待事案について、自分たちは権限を行使して調査を行なったことがあるとかということもおっしゃっていましたので、コミッショナーによる違いはあります。ウェールズは地域も小さいし、そういうことが可能なところもあるとは思いますが、おそらく基本的には個別ケースということではないと思いますけれども、個別ケースもできるというか、そういうたてつけになっているのではないかと考えております。

○中村構成員 私も同じ会議に参加していたので、調査権限のお話は、堀構成員のとおりですが、何もないのかというと、フーケアーズとか、別の民間団体があって、そこが個別の調査や個別に関わっているということをコミッショナーの方がおっしゃっていました。なので、誰もしてないというわけではないということ、補足でお伝えします。

○久保構成員 すみません。ちょうどそこを聞こうと思っていたところですが、そうしますと、民間団体がもし調査した場合に、これは子どもの権利侵害があるのだというふうになった場合には、何か勧告なり、何か方策があれば、教えていただければと思います。

○堀構成員 申し訳ありませんが、そこについては、まだ私もわかりません。

ウェールズとかイングランドの場合には、アドボカシーサービスとコミッショナーという2つの制度がありますので、この場合は、アドボカシーサービスからコミッショナーに連絡があれば、その支援を受けながら子どもたちが相談をして、そして、それを受けて調査をして、きちんとした形で勧告を出すという流れになっていると考えています。

○久保構成員 ありがとうございます。

あと一点だけ、人員体制は、今後どういうふうな体制を組むかというところで知りたいのですけれども、どのような人員体制をされているのでしょうか。

○堀構成員 御質問は、コミッショナーの人員体制ということですか。

○久保構成員 はい。

○堀構成員 わかりました。

これにつきましては、お手元の私の資料の6ページをご覧ください。これはイングランド子どもコミッショナーの例でございますが、③のところに、「多様な属性の専門性のあるスタッフ（26名）の配置」と書いてあります。26名配置されておりまして、この26名の方が、調査部門、政策提言部門、相談・救済部門、子ども参加・意識啓発部門、総務部門という5つの部門に分かれてお仕事をされているということになっています。

それから、先ほど、8ページで、子どもたちの声を聴くhelp at handという活動についてもお話ししましたが、この26人の職員のうちの4人の方がこの対応要員として仕事をされているということです。1例です。

○相澤座長 よろしいですか。

では、大谷構成員お願いします。

○大谷構成員 ありがとうございます。

栄留構成員の御報告について、ちょっと質問をさせていただきます。

資料の3ページ目で、相談員2名と救済委員3名と、相談と救済と委員が分かれているという理解をしました。

それから、5ページ目でも、フローチャートの左側が救済、その中に、救済委員による発意と申立という2つの入口があって、右側が相談になっています。最後に、子どもの権利の救済・回復というふうに、全部がそれにかかった形になっているのですが、ただ、御

説明を伺っておりまして、受けました印象としましては、相談と権利救済、権利の侵害があるという、それは発意による場合と申立による場合とあると思うのですが、それについては、救済・回復という言葉遣いでしっくり来るのですが、相談の場合は、助言とか支援になるのかなど、先ほど伺って、そういう印象を受けたのですね。

ここからが質問ですが、まず、私のそういう理解でよいのか。相談と権利侵害についての救済とが一応機能として分かれているように思っているのですが、その理解でよいのかということと。

それから、10ページの相談の件数はあるのですが、救済については、申立件数がありますでしょうか。11ページの発意例で、申立数2件、発意案件3件とあったのですが、これは救済についての申立数2件、発意案件3件、要するに、救済については2106年で合計5件というふうに理解してよいのかというのが質問の2点目です。

3点目は、子どもからの相談の中に、これは権利侵害で、いわゆる権利の救済の機能での対応が必要だろうという場合があるのではないかなと思うのですが、その場合は、先ほどのフローチャートで言いますと、入口は相談だったけれども、左側の救済のほうに、これは相談者に対して救済の申立を改めてしてもらって、救済の形に載せていくのか。救済委員が発意ということで、入口は相談だったけれども、いわゆる権利の侵害、救済案件だということで拾って左側に載せていくのかということについて、もし、御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○相澤座長 では、栄留構成員よろしく願いします。

○栄留構成員 御質問ありがとうございます。

最初の5ページ目ですけれども、確かにおっしゃるとおり、表がおかしいなということに気づきまして、大変申し訳ございません。まず相談があつて、その中から救済申立ということもあります。ですが、いきなり申立ということも確かにありえるとおもいます。この図では、相談から申立というルートがないので、その矢印が足りないなということを感じさせていただきました。1点目はそれでよろしいですか。また、後で御質問してください。

2点目ですけれども、11ページですね。これまでの申立数が2件というので、救済申立という形で明確に申し立てていただいているのが2件、そして、私どもがこれは調査したほうがよいという発意が3件ですね。2013年からはこの数になっておりますので、おっしゃるとおりです。これに基づくものです。

それから、最後の発意に関してですけれども、この発意例というのがまさにこの事例でして。相談はあつたけれども、救済申立をされますかというお話をしても、いや、それはいいですよというようなところがあつたけれども、私どもとしては、内容からして重大な権利侵害だと判断したということで、調査を独自に行ったという結果でございまして。そういう理解をしておるのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

川瀬構成員をお願いします。

○川瀬構成員 栄留先生に質問させていただきたいのですが、子どもたちの相談件数の対応件数の推移というところで、近年かなり数値が伸びていて、これは今年度の分は415件は、これは年度途中という理解でいいですね。これはもっとふえるであろうという見込みということでもいいですね。

学校への出張相談を行い始めたのが2015年と御説明いただいたと思うのですがけれども、そこから2年ぐらいギャップがあって、近年、急速に伸びてきているのかなと思っていて、出張相談を実施したからと御説明をいただいたのですがけれども、いろいろな他の相談機関などの事例を見てくると、虐待の報道だったりとか、いろいろなことで子どもたち自身が、すごく権利を侵害されているというか、いろいろなことに気づき始めて、子どもたち自身からの申立みたいなのが、相談みたいなのがすくなされやすいような社会的な変数もあるのかなと考えておるのですが、2015年から相談始められて、これは今の訪問した校数的なものとの数値の関係について、もう少し教えていただきたいなと思います。

○相澤座長 では、栄留構成員よろしくをお願いします。

○栄留構成員 御質問ありがとうございます。

訪問は2015年から始めてはいるのですがけれども、訪問する学校が増えたのと出張相談後に継続して相談を行っているということで増えています。

社会的変数をどう捉えるかというのは、なかなか評価しにくいなと感じているので、一概には申し上げられないなとは思いますが、大事な御指摘だと思います。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。まだ御発言されてない方はいかがですか。

○永野構成員 永野と申します。

堀先生が発表されていた内容にカナダが含まれていましたので、私が知っている限りで、先ほどの個別救済の件も含めて、少し意見というか感想です。

先ほど堀先生からお話がありましたけれども、オンタリオ州が非常に早い段階でアドボカシーの事務所をつくられて、これはアメリカにもかなり大きな影響を与えたと言われているのですが、政権交代の流れで事務所がクローズになっているというのが今の現状ですが、このかなり先進的だったアドボカシー事務所と日本で訳している団体では、個別調査も行うことが近年加わっていて、児相や公的な委託を受けている機関に対して、社会的養護のもとにある子どもの生活に関する事項の調査をアドボカシーオフィスがやっていたということになります。

もう一つ、インクエストと呼ばれているものを行ってまして、これは社会的養護のもとにいる子どもが何らかの理由で死亡した場合には、アドボカシーオフィスの独自性を発

揮して、検死官法に基づいて子どもの声を代弁して、積極的に死因究明に関与するという機能も持っていました。

このアドボカシーオフィスに通底しているのは、子どもの声を中心にあるということです。救済はすごく大事なのですけれども、そもそもの根底には子どもの声は聴かれるべきもので、子どもの当然の権利なので、それを保障することが前提にあると考えます。

なぜ、権利擁護の仕組みが必要かという、侵害されやすいということはそもそもですが、子どもの声は聴かれる権利があるという大前提に立つ必要があって、それは子どもの権利条約に基づいて社会の合意がされるべきというふうに思います。

すみません。感想で申し訳ないです。

○相澤座長 大変重要な御指摘ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

では、前橋構成員。

○前橋構成員 栄留構成員にお伺いしたいのですけれども、市レベルでこういったような権利擁護の機関をつくっていくという場合、特に法的な根拠があるわけではない状況の中で、条例で設置していくという形をとられた。そのきっかけといますか、例えば、子どもの権利侵害についての非常に大きな事件が起きて、それが大きく報道されてとか、何かそういうようなきっかけとか、そういうようなものがあつたのかどうか。あるいは、その市の中で、今までの活動のようなものがあつて、そういう形になってきたのかという点で1点と。

それから、全国で1,700ぐらいの市町村があると思うのですけれども、そのうちの三十幾つというようなことで、これをもっと自治体レベルで広げていくには、どういったようなことがまず必要ではないかとお考えになっておられるのかということをお伺いしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○相澤座長 では、栄留構成員をお願いします。

○栄留構成員 ありがとうございます。

なぜつくられたかということについては、一番最初の段階で、私も委員ではございませんでしたのでわかりません。

2点目の自治体が今後広がっていくにはというところですが、何らかの財政的担保がある必要はあるかなと思っています。広げようと思ったら、自治体に対しての予算的措置が必要ですし、法的にもこういうのをつくるべきだということを担保していただくとつくりやすいのではないかと。今、熱意のあるところに任せているような状況ですので、そういったところが必要かなと思います。

ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

どうぞ。榎本構成員をお願いします。

○榎本構成員 今日もお二人の方に発言していただいた中で、少し教えてほしいのですが、イギリス、カナダも含めて進んでいるわけですが、制度がもちろんできているし、アドボケイトの仕組みもある。そういう中で、大人とか一般住民の方のいわゆる権利擁護についての理解は非常に重要だと思っています。そういう意味で、それぞれの国がどういう形でそういう取組をやってきたのかなと、そのあたりをちょっと知りたいと思っています。

今、僕も児童相談所にいるわけですが、当然、子どもの権利に直接関わる場所ですので、そこで権利擁護に対する理解とかそういうものがないと機能しないなど自分は思っていますので、そういうあたりをどんなふうに進めていくのか。そのあたりを参考にしながら、今後取り組んでいく必要があるのではないかなと思っていますので、ひとつよろしく願います。

○相澤座長 では、堀構成員からお願いします。

○堀構成員 そのあたりに関しましては、イギリスと日本の権利意識の違いといいたしうか、そこはとても感じるところでございます。イギリスの場合には、本当に小さいときから、政治のこと、社会のこと、権利のことについて、学校でも教えるし、子どもたちも本当にそういうことについて授業で行ったり、語り合ったりして、そして、そういう権利意識を高めていくような教育が行われている。そういった中で、例えば、弱い立場の障害のある人たちも、障害者の運動などを非常に盛んに展開して行って、社会に訴えかけてくる。あるいは、福祉権運動といえますか、福祉というか、そういったことについて受給者の人たちも声を上げていく、子どもたちも声を上げていくという、社会全体がそういうふうな大きなうねりがあるというのが大きな違いかなと思っています。

子どもの権利のアドボカシーに関しても、チャリティ・オーガニゼーションと呼んでおりますけれども、チャリティ・オーガニゼーションは慈善団体で、日本で言えば法人に当たりますが、ただ、ボランティアの人たちもたくさん市民が参加しております。本当にたくさんの人たちの力で子どもの権利を守っていかないといかんというふうな運動といいたしうか、それが盛んに行われています。そういったことがベースになってこのアドボカシーというのも受け入れられていることを強く感じてまいりました。ですから、そういうふうな市民社会の中にアドボカシーの文化を築くというのでしょうか、そこがとても重要な課題かなと思っています。

○相澤座長 では、栄留構成員お願いします。

○栄留構成員 イギリスが進んでいる理由というか、そういうことになりますかね。

チャリティ・オーガニゼーションが発達している、子どもの権利の団体が発達しているというところがキーワードなのかなと思うのですが、日本にそういうところがないかと言われると、そうでもないとは思っていて、日本にはCAPもありますし、チャイルドラインも全国的にありますので、そういった民間団体とか、あるいは、当事者団体はもちろんですよね。社会的養護の当事者団体も今たくさんできているので、そういったところ

が受け皿となって権利の救済、アドボケイトになることは可能なのではないかと考えているところです。

以上です。

○相澤座長 どうぞ。奥山構成員をお願いします。

○奥山構成員 イングランドの第1代のコミッショナーのサー・アインスリー・グリーンが日本に来られたときにお話くださったのは、イギリスでコミッショナーができたのは、当時、ユニセフが子どもの権利を守っている国の順位をつけ、イギリスは下から何番目かだったとのことで大騒ぎになって、議会でコミッショナーが必要だということになってきたと聞いています。

日本は国連の子どもの権利委員会から様々勧告されても響かない、つまり、国際的指摘が響かない国だと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、池田構成員。

○池田構成員 池田でございます。

いろいろな海外法制を含めた知識を学ばせていただきまして、ありがとうございます。

私からは、弁護士として経験していった子どもの意見表明に関する実践例を御紹介できればと思いますが、そんな感じでもよろしいですか。

1つは、家事事件における子どもの手続代理人制度がございます。2013年から新しい家事事件の手続法ができて、それで導入された制度ですが、家事事件、例えば、離婚調停などで親権が争われている場合に、子どもがその手続に参加をして、それに代理人として弁護士がつくという制度が導入されています。これは、まさに子どもの意見表明権を実質的に保障する制度ですけれども、それをいろいろと研究したりしているチームが日弁連の中にありまして、それに所属している関係で、私も何件か担当をしているのですけれども、子どもが自分の言葉で自分の気持ちを語るということがいかに大事かということをととても実感しています。それは一つには、話すことでとても元気になるというのがまず1つあります。いろいろ言いたくても言えないとか、あるいは、聞いてくれる人がいるからいろいろと自分の気持ちに気づくとか、その中で、つらい状況が何も変わらなくても、話すだけで元気になるというのはとても実感をしていて、そういう制度の意義を感じています。

あとは、納得感が違うというか、例えば、自分はお母さんのほうがいいのだけど、裁判所はお父さんのところへ行きなさいと判断するという、仮に自分の意向と違うことがあっても、それをお仕着せでみんなから説得されてというのだと、納得感が残らずくすぶるのですが、その過程でちゃんと聴いてくれる人がいると。その上で、最後こういう結論になったよ。だけど、あなたの権利はこういうふうな形で守られていくのだよというふうにフィードバックも含めてやっていくことで、子どもがその後のことについて非常に納得感を高めるということがあって、とてもいい制度だなと思っています。

そういったことを考えると、この児童福祉行政についても、そうやって子どもの意見を

聴いて、それを代弁していくことがやはり重要なのだなど。もちろん司法分野でそれが十分にできているとは言い切れなくて、これからますます充実させないといけないなと思っていますけれども、それが1つです。

それから、もう一つは、子どものシェルターがありまして、10年ほど前に、東京弁護士会の弁護士有志が立ち上げて、今は全国で10カ所以上はあります。子どもシェルターというのは、それまでに、「子どもの人権110番」を我々は電話相談でやっていたのですけれども、その中で、親から虐待を受けたりして、もう家にいられなくて、もう出てきてしまったのだと。今晚帰るところがないみたいな相談がちょくちょくとあるようになってきて、これはちょっと何とかしないとイケないねということで、子どものシェルターというのを立ち上げたということなのですけれども、そのときにユニークなのは、弁護士をとにかく子どもの担当として1人つけるということをやった、その中で、当初は18歳、19歳なので児相はあんまり関係なかったというところがあったのですけれども、その後、その下の年齢の子たちもそういう制度を利用するようになることで、児童相談所との関わりも出てきたのですね。

そうすると、一人の子どもに対しても児童相談所がそのケースワークをするわけです。そこに弁護士が子どもの立場からいろいろと意見を代弁したりとか、あるいは、ずっと一緒に伴走してエンパワーしていくというふうなことをずっとやってきて、それも、本当に子どもが元気になって、自分で自分のことをちゃんと考えられるようになるということを実感して、これは、今言われている児童福祉行政の中に子どもの意見をちゃんと反映させていこうよという考え方の先駆的な取組だったなど、今となって思うところがあります。

今、児童福祉法改正の経緯の中で、まず、子どもが権利主体として認められたと。それで、子どもの声をちゃんと聴いて尊重していこうよというのが附則で設けられてという、そうやって着々とそれに向けて話が進んでいるのはとてもいい状況だなどと思って、これをますます本当に進めていけばいいなと思っています。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。まさに、子どもをエンパワーメントするというのは、この意見表明支援の上では原則の1つですので、そういうことを考えた仕組みづくりをしていくということはとても大切だなど実感させていただきました。

ほかはいかがでしょうか。

○中村構成員 私の後に川瀬委員からも発言があるかとは思いますが、最初にお伝えしたのは、アドボカシーシステムの必要性は、ここに座っている私たち構成員は感じていると思いますが、このシステムづくりにおいて、大人が都合がいいシステムをつくるというのだけは避けないといけないと思っていますし、今回のこの子どもアドボカシーの重要性は死亡事例に基づいていると思います。そういった子どもたちがこれまでに声を聴かれずに亡くなってきた事実を私たちは忘れてはいけないなと思っています。システムづくりとなると、わかりやすいように、大人が使いやすいものにしがちななどというふうなことを思

っていますが、今日は本当にスタートの日になると思いますので、ここは皆さんで共通認識を持ち、子どもたちにとってのアドボカシー、子どもたちのための権利擁護が重要だと思っています。

私事ですが、権利条約が日本で批准したときは、まだ児童養護施設で生活している子どもでしたけれども、この権利条約が批准されて、施設の生活が変わり、暴力から守られるという経験をするという、とても重要な時期に子ども期を過ごしていました。本当にこの権利条約で救われたなという経験をしている一人かなと思っています。

これからの子どもたちがやはり暴力から守られ、命を大切にされというふうな社会づくりになるには、この子どもアドボカシーシステムの構築はとても重要だなと。今日は、本当にそのスタート地点に立っているのだなと感じていますので、この思いを早々にお伝えしておこうと思って、手を挙げた次第です。

○相澤座長 とても大変重要な指摘をありがとうございました。

では、続いて、川瀬構成員いかがですか。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

では、御指名をいただきましたので。野田市の心愛さんの事件がありまして、私、実は保護されていたのは同じ児童相談所でありまして、当時、十数年前ですけれども、すごく意向を尊重されて、自己決定できたなという、そういうプロセスを経て社会的養護のもとに入れたなという感覚があります。

多分、ともするとこういう仕組みを導入していく過程の中で、現場の責任だったりとか、何やっているんだみたいなそういう論調になったりとか、そういうところは何か責任の所在を明確にしたり、犯人探し思考ではないですけれども、そういうふうになっていきがちだと思うのですけれども、このアドボカシーのことをいろいろなところで説明して回ると、現場の職員さんとか行政の方は結構ぎょっとするとか、え、こんな新しいのが入るのみたいなところで、結構びくびくされている方が多いのだなというふうな心証を持っています。

先ほど中村構成員からもありましたけれども、これが本当に子どもたちにとって使い勝手のいい仕組みにしていくと考えたときに、誰かを対立構造を強めていくような仕組み、システムデザインではよくないのかなと思っています。例えば、現場の職員だったりとか児童相談所の職員だったりとか、結構いっぱいいっぱいやっつけらっしゃる中で、今の現状で一生懸命やっつけらっしゃるということを前提に踏まえて進めていかなければいけないなと思っています。

現場が疲弊しているということだったりとかもきちんと直視していかないといけないなという問題意識がありまして、ただ理想論だけを掲げて現場に押しつけるようなものであってはいけないなと思っています。現場の人たちにどういうふうを受け取ってもらえるのかと考えたときに、子どもの権利を守るためにファイティングポーズをするのではなくて、子どもの声を聴くということが、実は今ケアに当たっている養育者だったりとか、ケース

ワークに当たっている人たちにとっても、なかなかきちんと声を聴けてない現状があるというそこから出発点で、では、それを補う第三者的な立場から意見表明支援があるということ、よりよいケースワークやよりよい養育が実現し得るのだという、そういう十分な理解を現場の方にわかっていた上で進めていく必要があるかなと思っています。

あとは、家庭養育をどんどん推進していこう。それから、小規模化にしていこうという流れの中で、養育形態に応じたアドボカシーの仕組みをどういうふうにやっていったらいいのだろうということも重要な論点かなと思っています。

欧米の中で、フォスター・ケアのお話は今日はあんまり出てきませんでしたけれども、例えば、措置変更がものすごく多い現状だったりとか、特別養子縁組家庭でリフォーム、組んだけれども、また、ここで適応できないからどんどん回されていくみたいな、そういう中で、これから日本も社会的養護も家庭養育を推進していこうという流れの中で、より閉鎖的な環境にどうフィットした意見表明の仕組みをつくれるのか、権利擁護の仕組みをつくれるのかということも大事かなと思っています。

意見表明は結構難しいですね。

よろしくをお願いします。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

今日は、そういう意味では子どもにとっての使い勝手のいいシステムづくりということでは、行政の方もいらっしゃいますので、田中構成員いかがでしょうか。

○田中構成員 ズシッと来るお話をたくさん聞かせていただいてありがとうございます。子どもさん中心のシステムづくりをしないといけない。それから、システムをつかって起爆剤にして動かないといけないのは、当然そう思うのですけれども、おっしゃっているように、現実的に回るものにしないといけないということも両方考えないといけないのと、子どもさんを取り巻く周囲の大人の認識といいますか、関係者の認識みたいなものも同時に考えを変えるではないのですけれども、認識を高めていくことも同時に必要なもので、そこらへんの研修になるのか、何をしていくと一番効果的なのかというのはあるのですが、システムをもって動かしていく。でも、その認識を高めていく方法も同時に考えておかないといけないのかなというのは、お聞きしていて思いました。

○相澤座長 桑田構成員いかがでしょうか。

○桑田構成員 実は、私、先日、中学校に出前授業に行きまして、東京都が行っている権利擁護の専門相談事業と、今年の8月に東京都で開始したLINE相談の説明をしてきたのですが、子どもたちの反応が、匿名で相談できるLINE相談についてはとても受けがよかったのですが、会ったこともない大人に相談するというのがすごくハードルが高いという反応が多くて、アドボケイトはすごく大事な仕組みに今後なってくるとは思うのですが、子どもたちが頼りにしてくれるようなアドボケイトをどういうふう用意していくかというのがすごく大きな課題だなと、その子どもたちと話していて感じました。

日ごろから信頼関係を築いていくとか、あるいは、初対面でも子どもがこの人なら本音

を打ち明けられるというふうに見えるようなきちんとした訓練を積んだ方、そういった方を用意していくというのがすごく大きな課題だと感じています。

以上です。

○相澤座長 では、奥山構成員。

○奥山構成員 どうしても子どもの意見表明と言うと、意見を言うほうばかりを考えるのだと思うのですけれども、児童福祉というか、虐待を受けたお子さんへの対応を見ていると、説明がきちんとなされていないことが非常に多いのです。どういう事実や背景があって、どのような選択肢があって、それにどういう利点・欠点があるかがきちんと説明された上で、気持ちとか意見が聞かれて、さらに、福祉司さんが、その子どもの最善の利益としてはこうすべきだと思うということをきちんと説明しなければいけないのが、説明抜きにあちこち連れ回されていってしまったりということが結構多いと思います。

意見を言うということは、そこまでも含んだ意見表明権という考え方を持たないといけません。さらに言うと、児童相談所の運営指針に、「子どもと家族の意見を聴いて」と書いてあると、聴くというのが、子どもの言うとおりにすると勘違いされて、子どもが言ったから保護しますとか、保護しませんとか言ったような形になっていることがたびたびあります。たとえば、心愛ちゃんの事件では子どもが帰りたくないと言ったから保護するという説明を子どもにも親にもしていたようですが、それではまずいと思います。子どもの最善の利益をきちんと考えて、この年齢の子どもがこういうことを言うとしたら、相当裏に何かあるなと自分たちが思って決定することですよね。子どもに責任を押しつけることと子どもの意見を聴くことというのは全く別問題だと思うので、きちんと区別しながらやっていかないと、何でも聴きなさい、聴きなさいだけではなくて、決定する意思決定のところはどう絡んでいくのかということが非常に重要なポイントになるのではないかなと思っています。

もう一つは、これからの議論の中に、ぜひ障害のことも含めてほしいと思っています。代替養育だけではなくて、例えば障害児施設にいる子どもたちについても目を向けてやっていく必要があるのではないかと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。

大谷構成員。

○大谷構成員 ありがとうございます。

私も、本日1回目ということですので、若干、大きな全体に関わる意見を述べさせていただきます。

まず、意見表明あるいはその支援、子どもの声を聴くということの重要性について、今日参加の構成員がみんなそこは一致しているだろうと中村構成員がおっしゃったことについて、私もそう思います。

あとは、そこについては仕組みづくりであったり、あるいは、今、奥山構成員がおっしゃったことには全て全面的に賛成です。子どもの権利条約の12条の実施のあり方について

て、子どもの権利委員会が出している一般的意見の中でも、まさに今おっしゃられたことがほぼ全て書かれています。その中で実際にどうやっていくのかということ、これからこのワーキングチームで議論していくのかなと思うのですが、私が意見といいますか、質問になるのかもしれないのですが、このワーキングチームのタイトル自体は、「子どもの権利擁護に関する」となっていて、今日の堀構成員、栄留構成員からの御報告、それから、今いろいろディスカッションになっている中でも、意見表明あるいはその支援、子どもの声を聴くという話と権利擁護の話がちょっと交錯しながら出てきているように思います。子どもの意見表明自体、子どもが意見を聴かれる権利がそもそも子どもの権利ですからもちろん関わっていますし、それから、どのような権利擁護の仕組みをつくるにしても、そのつくる時の議論から、それから、それをどう動かしていくか自体について、子どもの声を聴いて反映させていくことが必要ですし、全部関係はしているのですが、ただ、ここで子どもの権利擁護に関するあるいは取り組むみたいな言葉が今出てきている、その範囲をこのワーキングチームでどう考えていくのか。それは社会的養護の分野に特化して考えていくのか。あるいは、それも、今、自治体での取組の話が出てきているのですが、自治体レベルのことに割とフォーカスをして議論していくのか、それとも、堀構成員が最初におっしゃってくださいましたように、本当にこの話は実は12条とかを超えていて、子どもの権利実施そのものの全体に関わることでありますので、そういうここで言う権利擁護として、これから話していく範囲をどう設定して、これから議論していくのか。そこはある程度整理をしないとちょっとごちゃごちゃになるのではないかと。ごちゃごちゃの意味は、意見表明あるいはその支援との関係との切り分けあるいは整理もありますし、それから、子どもの権利擁護といったときの範囲としてどこを想定しながら話しているのかということも、ある程度合意をしながら進めていく必要があるのかなと思います。

○相澤座長 大変重要な御指摘をありがとうございました。

では、その点について事務局からご説明をお願いします。

○柴田室長 今おっしゃった点も含めて、議論しやすいような資料を検討していきたいと思えます。

範囲については、冒頭、局長の御挨拶させていただいたときに触れさせていただきましたが、平成28年児福法改正で都道府県の子福審の活用が法律上位置づけられたところですが、そういったことが現状では十分に活用されていないということも踏まえまして、これまでガイドライン等々有識者の方々に議論、調査研究をいただいているところですが、このワーキングではこれまでの成果も生かしながら議論を深めていただきたいということが1つ目です。また、併せて、今日堀先生と栄留先生にお話しいただきましたが、諸外国の例なども参考にしながら、少し視野を広げて、おっしゃったような権利条約にもある、児童の最善の利益とそういったことを中立かつ公正に担保する仕組みはどうあるべきかということも、将来像や、そのあるべき姿の御意見をいただければと思っています。

さらに、こういった仕組みに、権利の主体である子ども自身の意見をどうやって届けて

いくかという点において、意見表明の支援については、今日お話があったように、国内でも幾つかの自治体で先進的な取組が進められているので、そういったことをシステムとしてどうやってビルトインしていくかという点も含めて御議論をいただければと思っています。

さらに、時間軸の話も局長の御挨拶で申し上げましたが、こうした論点について、中期的視点に立った目指すべき方向性と、さらに、一步踏み出すために、まず何を着手すべきかという事項についても、短期と中期の時間軸を念頭に置きつつ、その御議論をいただきたいと思っております。いずれにしましても、冒頭お話しさせていただきましたように、議論を整理しやすいような資料を検討したいと思っております。

○相澤座長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

久保構成員。

○久保構成員 すみません、これまでで出たかもしれないのですけれども、このガイドラインですね。事前にこの説明も受けておるのですけれども、率直に言って、先に奥山先生も言われましたけれども、このガイドラインがある程度枠組みをつくられているので、予算をつけて、これでもって各自治体にやっていただいたらそれでいいのではないかと最初は思ったのですけれども、これ自体、私は十分ではない部分がたくさんあるとは思っていますけれども、枠組みをここまでつくられておって、やらない理由はないのではないかなと思っています。

この検討会の中で、あくまで参考かもしれませんが、このガイドラインとの関係はどういうふうに考えていけばいいのでしょうか。

○柴田室長 今お話しした話と少し重複してしまうかもしれませんが、児童福祉審議会を活用するという事は、累次の関係閣僚会議を含めて提言を受けておりますので、その活用の仕方も含めて、このワーキングチームでは御議論いただこうと思っています。

具体的には、まさにこのガイドラインを礎にして国から通知を出すことも含めて考えておりますので、児童福祉審議会の活用のあり方もより深化する方向で御議論いただきたいと思っております。

○相澤座長 奥山構成員。

○奥山構成員 事務局資料にあるように、新たな子ども家庭福祉に関する専門委員会が一番最初にこういうことをやってほしいという話になった、その背景だけちょっとお話ししておきたいと思えます。そのころ、長崎のお子さんが一時保護されなかったのにされなかったということで訴えたり、相模原で一時保護されなかったお子さんが自殺されたりというようなことがあったのが背景にあって、そういう子どもたちの声が全然反映されていないということがあったのです。

そこで議論がなされたときに、本来であれば、先ほど堀先生や何かもおっしゃっていたように、別に組織を立てて、組織と言っているのでしょうかね、コミッショナーやオンブ

ズマン制度が必要だということはみんな思っていたのです。ただ、それをあの委員会の中で、28年改正につなげていくために、児童福祉の分野に限って考えるとしたら、児童福祉審議会でとりあえずやりましょうということになりました。でも、先にはもっと大きい視野で全体をやらなければいけないというような報告書の内容だったと記憶しています。なので、先ほど事務局もおっしゃったように、短期として何ができるのか、そして、長期として何が必要なのかという、両方必要なのかと思っています。

また、今、堀先生や栄留先生のお話などを聞きながらだんだん知識が深まってくると、どういう条件がこういう権利擁護をする機関には必要なのかということを考える必要があると思います。ある程度の独立性が必要とか、どのぐらいの調査権限が必要とか、あるいは、最終的にどこまで勧告ができるのか、何ができるのかとかですね。あるいは、調査員とか事務局はその委員会に所属しているべきであるとか、そういう条件をきちんと考えた上で、それが本当に児童福祉審議会でできるのかどうかということをしっかり議論していきたいと思います。そこは事務局に教えてほしいところで、今の法律における児童福祉審議会というたてつけの中で、それが実際可能なのかどうかというのをぜひ教えてほしいと思います。

○相澤座長 ありがとうございます。まさに、子どもにとって使いやすいシステムをつくる時の必要な条件は何かと、それをきちんと考えた上で、その条件をクリアするために児福審が本当に活用できるのかどうかといったような、子どもにとっての必要なシステムということについてのいろいろな要件とか、そういうことについて議論をしていく、それが非常に重要な点だなと思います。

ほかはいかがでしょう。

堀構成員。

○堀構成員 2点申し上げたいのですけれども、1点は、先ほどの奥山先生がおっしゃったことと私全く同感です。それは障害のある子どもたちのアドボカシーということはこの委員会の中ではしっかりと意識して検討していただきたいということです。

イギリスでは、言葉のない、そういう知的な重度の子どもたちも含めてアドボカシーが提供されています。これはNon-instructed advocacy（非指示型アドボカシー）と申しまして、子どもたちの気持ち、そういったものをくみとりながら、同時に、様々な情報や権利についての指標も参考にアドボカシーをするということなのですね。こういった子どもたちは言葉で自分の意見は言えないからこそ権利侵害を受けやすいし、意見を表明することが難しい子どもたちで、最もアドボカシーが必要な子どもたちだと感じております。

もう一点は、簡単に申しませんが、川瀬委員がおっしゃった部分で、このアドボカシーは対立的構造になってはいけないという部分はとても重要だと思っております。前橋構成員からの質問にもあったのですけれども、私は、川西オンブズパーソンを経験して、権利とかオンブズパーソンについての誤解みたいなことが結構世の中にはあるなと感じてきました。

例えば、私がお話を聴きたいということで学校の先生に事務所に来ていただくということになると、「昨日の夜は、明日はオンブズパーソンから何言われるか心配で眠れませんでした」と言う校長先生とかがあるのですね。「いやいや、そんな恐ろしいところではありませんよ。一緒に子どもの権利のことを考えていくところですよ」と言って、私はできるだけソフトに丁重にということでお話を聴くのですけれども、そういう中で信頼していただいて、いろいろ子どもの権利についての子どもを受けとめて進んでいくことができるということを経験してまいりました。そのあたりの誤解を解消していくというのでしょうか。そういうふうな活動に関わっていただいたところはわかっていただけるのですけれども、大事だと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

対象として障害のある方ということですね。それから、小さい年齢のお子さん、なかなか意見が言えない。このお子さんたちも対象にして考えていくということが重要だと思います。

そろそろ時間が迫ってきたのですけれども、これは言っておきたいというような構成員の方はいらっしゃいますか。

奥山構成員。

○奥山構成員 今後の議論の進め方について、事務局がどうお考えになっているのか教えてください。例えば、次回はアドボケイトの話をする、権利擁護のほうは、また、別な機会にという形で進めるのか。そういう進め方について事務局がどういうふうにお考えになっているのか聞かせてください。

○柴田室長 ワーキングチームの進め方については、前半は、有識者や当事者の方々から知見をお聴きする場を設けながら、子どもの意見を表明を支援する仕組みのあり方、あるいは、子どもの権利を擁護する仕組みのあり方についての論点、あるいは、中長期的にあるべき姿、短期的に取り組むべき事項を今おっしゃったような話も含めて整理をしていこうと考えており、後半では、短期・中期という時間軸も踏まえながらこの議論を深めていって、来年度末くらいまでにかけて検討をして取りまとめていくことを予定しています。

具体的にどのような方にお話をお聴きするかとか、論点の提示の仕方については、先ほどの議論を踏まえて検討していきたいと思っております。

○奥山構成員 ということは、ガイドラインが出て、都道府県推進計画にいろいろ書いてある都道府県の取組はストップさせるということでしょうか。

○柴田室長 おっしゃっているのは、児福審の活用の仕方についてどうするかということですか。

○奥山構成員 児童福祉審議会を使ってというので、今までやってこられているのですけど。

○柴田室長 舌足らずで済みませんでした。そういう意味では児童福祉審議会の活用をど

う進めていくかについては、例えば次回とか次々回とかで議論をしていく方向で現時点では考えています。

○相澤座長 いいですか。

では、最後に、次回のことから事務局から連絡事項をお願いしたいと思います。

○前川補佐 次回の日程につきましては、調整の上、後日連絡いたします。

また、今回は、大谷構成員より、児童の権利条約について御紹介いただくとともに、構成員以外の方もお招きして、国内の権利擁護について取組事例を御紹介いただくことを検討しておりますが、こちらも後日調整の上、御連絡いたします。

○相澤座長 それでは、今日はこれで閉会といたしますけれども、また、何か御意見等がありましたら、後ほど事務局にお寄せくださればと思います。

本日は、御出席の皆様、どうもありがとうございました。